

製造物分野〔伝統的工芸品〕の申請について

和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨制度は審査要件として安全・安心面を含め厳格に確認・審査を行い運用しております。申請要件に適合しないこと及び法令に違反となる事項が発見された場合は、プレミアム和歌山として認定できません。

また、認定後、法令違反等制度の趣旨に違反した事象等が発生した場合、認定の取消及び公表を行います。

※現在の商品表示等に疑義がある場合は関係行政機関に事前にお問い合わせ、指導を受けることをお勧めします。（申請後、もしくは認定後に虚偽記載等判明した場合は、当制度による処分の他、各関係法令による処分も行われます。十分に留意し、適正表示を行ってください。）

○製造物分野〔伝統的工芸品〕申請に係る申請書・添付書類について

・申請には、「申請書」、「申請調書」、「誓約書」及び「添付書類」の提出が必要となります。なお、添付書類については「必須書類」と「任意書類」があります。

「必須書類」は必ず提出が必要です。「任意書類」は、必須ではありませんが、できるだけ添付していただくようお願いします。企業秘密や個人情報により添付できない場合、振興局担当者が確認させていただきますので、申請窓口まで持参（写し可）してください。

◆申請対象外（審査の結果下記の対象と認められたものを含む）となるもの

- 食品表示法、食品衛生法、農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）、不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（薬機法）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）等に定める基準及びこれらの法令に準じて県が実施する基準等に適合していないと認められるもの
- 公序良俗に反すると認められるもの
- 美術品、骨董品又は奢侈と認められるもの
- 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器
- 他の特許登録品と同一又は明らかに模造品と認められるもの
- 申請時点で販売・提供実績がないもの

◆申請対象者

- 製造者が申請者として申請する場合
製造者として製品に氏名を表示している者
 - ①県内に住所（個人にあっては生活の本拠地、法人にあっては本社等の所在地及び団体にあっては活動の本拠地）を有し、県内で県産品を製造している者
 - ②県外に住所を有し、申請する県産品（※県内で生産又は製造される産品）の製造を行い、県産品に製造者として表示する者
- 販売者が申請者として申請する場合
県内に住所を有する販売者が、企画した県産品であって当該製品の生産を委託している場合で、販売者として製品に表示されている者

◆申請対象となる商品

- 別表第2（第5条関係）【伝統的工芸品】の申請要件を満たすもの

◆申請書等

- 和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨認定申請書（製造物分野）
- 和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨制度（製造物分野〔伝統的工芸品〕）申請調書
- 誓約書

◆添付書類（必須）

- 一括表示事項を記載の商品ラベルの現物
- 包装紙の現物
- 商品説明書（中入れ紙等）の現物
- 現物の写真（A4紙に印刷又は写真を貼付。少なくとも上面・正面・横の3面）
- 国もしくは県の伝統的工芸品として指定された旨の通知書（写し）
- 各種認証制度、特許・商標登録等を受けている場合は、その認定・認証の証（写し）

◆添付書類（任意）

- 申請調書の「商品特性」「1 原材料」「2 製法／造形」「3～5 製造過程」に記載されている事項を客観的に明らかになる書類(写しでも可)。(審査委員会における「和歌山らしさ・和歌山ならではの、製品製造に係る想いや創意工夫、安心・安全のための取り組み」の根拠となる書類です。公的機関で証明されたもの、第三者の評価となる資料などを重視します。)。
《主な原材料の安心・安全を示す書類、衛生管理状況を示す書類、環境への配慮を行っていることを示す書類などを添付願います。添付がないものについては審査不可能と審査委員に判断される可能性があります。また、必要に応じ、申請内容や添付書類の確認、追加書類の提出をお願いすることがあります。》

※添付書類（必須・任意とも）については、なるべくA4用紙に貼付してご提出願います。

◎提出部数 3部（正本1部、コピー2部を申請先に持参。郵送不可）

この申請により和歌山県が得た個人情報並びに企業秘密は、申請人の了解なしに和歌山県優良県産品推奨制度以外の目的には使用しません。